

令和 8・9 年度条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準

(目的)

第1条 この基準は、県内建設業者の資格審査を行うために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 資格審査 建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「建設業法」という。）第 2 条第 1 項に規定する建設工事であって、和歌山県が執行するものに限る。以下同じ。）に係る条件付き一般競争入札に参加しようとする者の資格を審査することをいう。
- (2) 主たる営業所 建設業法第 2 条第 2 項に規定する建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する 1 の営業所をいう（本社、本店等の名称を称する営業所であっても、その所在又は実態を把握できないものを除く。）。
- (3) 建設業許可 建設業法第 3 条第 1 項の規定による許可をいう。
- (4) 建設業許可業者 建設業許可を受けて建設業を営む者をいう。
- (5) 県内建設業者 建設業許可業者のうち、和歌山県内に主たる営業所を有する者をいう。
- (6) 経営に影響力を有する者 法人にあつては建設業法第 5 条第 3 号に規定する役員等といい、法人以外の者にあつては、これらに相当すると認められるものをいう。
- (7) 暴力団関係者等 和歌山県暴力団排除条例（平成 23 年和歌山県条例第 23 号。以下「暴力団排除条例」という。）第 6 条第 1 号に規定する暴力団関係者等をいう。
- (8) 公共機関 刑法（明治 44 年法律第 45 号）第 198 条に規定する贈賄罪の規定の適用を受ける公務員が属する全ての機関（国、地方公共団体、地方公社等）をいう。
- (9) 資格認定 建設工事に係る条件付き一般競争入札に応札する資格を認めることをいう。
- (10) 許可業種 建設業許可業者が受けた許可に係る建設業法別表第 1 の上欄に掲げる建設工事の種類をいう。

(欠格事由)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、資格認定を受けることができない。

- (1) 県内建設業者でない者
- (2) 建設業法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「地方自治法施行令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の各号のいずれかに該当することとなった日から起算して 2 年を経過しない者
- (5) 和歌山県が課する税の全て（その滞納処分費を含む。）、消費税又は地方消費税に未納がある者。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号。以下「会社更生法」という。）第 41 条第 1 項に基づく更生手続の開始が決定された者及び民事再生法（平成 11

年法律第 225 号。以下「民事再生法」という。) 第 33 条第 1 項に基づく再生手続の開始が決定された者を除く。

- (6) 次に掲げる者のいずれかが暴力団関係者等又は和歌山県暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して 5 年を経過しない者

ア 建設業許可業者

イ 建設業許可業者の使用人（建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号。以下「建設業法施行令」という。）第 3 条に規定する使用人をいう。）

ウ 建設業許可業者の法定代理人

エ 建設業許可業者の経営に影響力を有する者

オ 建設業許可業者の法定代理人の経営に影響力を有する者

- (7) 審査対象となる経営事項審査に係る建設業法第 27 条の 29 に規定する総合評定値（以下「総合評定値」という。）の通知における建設工事の種類に該当する許可業種が、「土木一式」、「建築一式」、「とび・土工・コンクリート」、「電気」、「管」、「鋼構造物」、「舗装」、「塗装」、「防水」、「機械器具設置」、「電気通信」、「造園」、「建具」、「水道施設」、「消防施設」若しくは「解体」のいずれかである場合には、当該許可業種ごとの平均完成工事高が 250 万円以下である者、又は総合評定値の通知における建設工事の種類に該当する許可業種が「大工」、「左官」、「石」、「屋根」、「タイル・れんが・ブロック」、「鉄筋」、「しゅんせつ」、「板金」、「ガラス」、「内装仕上」、「熱絶縁」、「さく井」若しくは「清掃施設」のいずれかである場合には、当該許可業種の種類ごとの平均完成工事高が 0 円である者。

- (8) 次に掲げる届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）

カ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務

キ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務

ク 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

- (9) 経営状況が著しく不健全であると認められる者

- (10) 会社更生法第 17 条に規定する更生手続開始の申立てを行っている者で同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けていない者又は民事再生法第 21 条に規定する再生手続開始の申立てを行っている者で、同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けていない者

- (11) 入札参加資格審査申請書及び添付書類中の重要な事項について、虚偽の記載をした者又は重要な事項について記載をしなかった者

- (12) 建設業許可業者又はその役員が法令に違反した容疑で逮捕、書類送検又は起訴され、刑が確定した者（その刑に処せられ、その執行を終わり又はその執行を受けることがなくなった日から審査基準日時点で 5 年を経過した者を除く。）

- (13) 和歌山県内の公共機関が執行する入札に関して、職員に脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる者

- (14) 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いるなどして入札制度の信用を毀損する者

- (15) 前 2 号のいずれかに該当した後、審査基準日時点で 1 年を経過しない者

- (16) 第 6 号又は第 11 号に該当することを理由に資格認定を取り消された後、その取消しの日から審査基準日時点で 5 年を経過しない者

(認定保留事由)

第3条の2 資格審査の申請時において、建設業許可業者又はその役員が法令に違反した容疑で逮捕、書類送検又は起訴され、不起訴又は無罪の判決が確定していない者については、その不起訴又は無罪の判決が確定するまで、資格認定の申請を行うことはできないものとする。

2 前項の者が、不起訴又は無罪の判決が確定した旨を申し出て、その事実が確認できた場合には、速やかに資格審査の申請を受け付けて、その審査を行うものとする。

(資格審査の実施)

第4条 資格審査は、2年ごとに定期の審査（以下「定期審査」という。）を行うものとする。

2 定期審査を行った後、次の定期審査を行うまでの期間に別表の資格審査の区分欄に掲げる追加の申請に係る資格審査（以下「追加審査」という。）を行うものとする。

3 資格審査は、許可業種ごとに行うものとする。

(審査基準日)

第5条 前条第1項に規定する定期審査の審査基準日は、令和8年1月1日とする。

2 前条第2項に規定する追加審査の審査基準日は、別表の審査の区分欄に掲げる追加審査に応じた審査基準日欄に掲げる日とする。

(資格審査申請の方法)

第6条 和歌山県が執行する建設工事の条件付き一般競争入札に参加しようとする者は、当該入札に係る資格審査を申請し、資格認定を受けなければならない。

2 資格審査の申請の方法は、別に定め、和歌山県のホームページ等で公表する。

(資格の認定)

第7条 資格認定は、和歌山県建設工事等入札参加資格審査会（その組織、運営等については別に定める。以下「審査会」という。）の意見を徴した上で、行うものとする。

(認定の期間)

第8条 定期審査の資格認定の有効期間は、令和8年6月1日から令和10年5月31日までとする。

2 追加審査の資格認定の有効期間は、別表の審査の区分欄に掲げる追加審査に応じた資格認定期間欄に掲げる期間とする。

(認定の取消)

第9条 資格認定を受けた者が第3条各号（第10号を除く。）のいずれかに該当することとなった場合には、審査会の意見を徴した上で、その資格認定の全部又は一部を取り消すことができる。

(応札の差し控え)

第10条 資格認定を受けた者は、第3条第10号に該当することとなった場合は、第18条の規定による総合点数の再算定を受けるまでの間は、応札できないものとする。

(資格の承継)

第11条 資格認定を受けた者が、営業の同一性を失うことなく組織変更を行った場合又は資格認定を受けた者から資格認定に係る事業譲渡を受けた場合は、それぞれ当該資格認定を承継できるものとする。

2 前項の承継の手続については別に定める。

(総合点数の算定等)

第12条 資格認定に際しては、次の各号に掲げる事項ごとに別に定める令和8・9年度条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査に係る総合点数算定取扱い基準（以下「総合点数算定基準」という。）に基づき総合点数を算定し、その結果を通知する。

(1) 客観的事項

(2) 和歌山県独自事項

2 前項第1号の客観的事項は、特別な場合を除き、次に掲げる経営事項審査の結果を基に算定する。

(1) 定期審査においては、資格認定を受けようとする者が受審した令和6年10月1日から令和7年9月30日までの期間における決算日を対象とする経営事項審査

(2) 追加審査においては、資格認定を受けようとする者が受審した別表の審査の区分欄に掲げる追加審査に応じた経営事項審査に係る期間欄に掲げる期間における決算日を対象とする経営事項審査

3 第1項第2号の和歌山県独自事項に係る総合点数は、別に定めるものを除き、審査基準日における次の各号に掲げる項目について算定するものとする。

(1) 独占禁止法の遵守体制の整備

(2) 暴力団排除への取組

(3) 災害時等対応重機の所有

(4) 災害時対応仮設資材の所有

(5) 大規模災害時の応急対策業務の取組

(6) 災害時等緊急対応への貢献

(7) ISO9000 シリーズの認証取得

(8) ISO14000 シリーズの認証取得

(9) エコアクション 21 の認証取得

(10) 産業廃棄物の処理体制

(11) 建設キャリアアップシステムへの登録者数

(12) 労働災害防止への取組

(13) 常時雇用者の確保

(14) 障害者雇用

(15) 建設業関連学科新規卒業者雇用

(16) 次世代育成支援等への取組

(17) 完全週休二日制への取組

(18) 工事成績

(19) 高得点工事成績

(20) 和歌山県優良工事表彰

(21) 技術者数

(22) 優秀施工者国土交通大臣顕彰

(23) 技術力向上への取組

(加点のための再算定を申請できる項目)

第13条 資格認定後、前条第3項各号（第18号、第21号及び第23号を除く。）のいずれかについて総合点数算定基準を満たした場合には、総合点数の再算定を申請できるものとする。

(減点のための再算定を申請しなければならない項目)

第14条 資格認定後、第12条第3項各号（第2号、第6号、第11号、第13号、第18号から第21号まで及び第23号を除く。）のいずれかについて、総合点数算定基準を満たさなくなった場合、総合点数が減少する場合又は申請内容に変更（第12条第3項第3号又は第4号に係るものに限る。）が生じた場合にあっては、総合点数の再算定を申請しなければならない。

2 第12条第3項第5号又は第12号に掲げる項目については、これらの号に規定する取組に係る団体による和歌山県への脱退の通知をもって再算定の申請があったものとみなし、当該団体に係る資格認定を受けた者に対し、再算定の上、その結果を当該資格認定を受けた者に通知する。

(再算定申請締切日)

第15条 総合点数の再算定の申請の締切日は、再算定の原因となる事実が発生した日から30日後とする。ただし、第11条に規定する資格の承継の場合には、この限りでない。

(再算定申請の方法)

第16条 総合点数の再算定の申請の方法は、別に定める。

(定期再算定の実施)

第17条 定期の再算定は、次の各号に定める期間に提出のあった再算定の申請に基づき行うものとする。この場合において再算定の総合点数は、当該各号に定める日から効力を有する。

- (1) 令和8年1月2日から令和8年10月31日まで 令和8年12月1日
- (2) 令和8年11月1日から令和9年4月30日まで 令和9年6月1日
- (3) 令和9年5月1日から令和9年10月31日まで 令和9年12月1日

(随時再算定の実施)

第18条 随時の再算定は、次に掲げる場合に限り、行うものとする。

- (1) 第10条の規定に基づき応札できない者が、会社更生法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定又は民事再生法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受け別に定める基準に基づき再算定の申請を行った場合
- (2) 第11条に規定する資格の承継を行った者が再算定の申請を行った場合
- (3) その他知事が特に必要と認める場合

2 前項第1号の申請の方法は、別に定める。

(変更等の届出)

第19条 和歌山県知事から建設業許可を受けかつ資格認定を受けた者については、第13条、第14条又は前条の規定による申請の場合を除き、建設業法第11条第1項に規定にする変更届をもって資格認定に係る変更届の提出があったものとみなす。

- 2 国土交通大臣から建設業許可を受けかつ資格認定を受けた者は、建設業法第3条に規定する許可の更新に係る許可申請書又は建設業法第11条に規定する変更届を国土交通大臣に提出したときは、遅滞なくその申請書又は届の写しを提出するものとする。
- 3 資格認定を受けた者が第3条第1号に該当するにいたった場合は、遅滞なくその旨届け出るものとする。

(格付け)

第20条 格付けは、別に定める基準に基づき、資格認定を受けた者の総合点数を基に行うものとする。

(苦情申立て)

第20条の2 第3条の規定により資格認定を受けることができなかった者又は第9条の規定により認定を取り消された者は、当該措置について、書面により苦情を申し立てることができる。

2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 申立者の商号又は名称及び住所
- (2) 申立てに係る措置
- (3) 申立ての趣旨及び理由
- (4) 申立ての年月日

3 第1項の申立ては、当該措置の日の翌日から起算して2週間以内に行うものとする。

(苦情申立てに対する回答等)

第20条の3 前条第1項の苦情の申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して7日（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の機関の休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、事務処理上の困難その他合理的かつ相当の理由があるときは、前述の期間を延長することができるものとする。

3 前条第3項に規定する苦情の申立ての期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、前条第1項の苦情の申立てを却下することができるものとする。

(指名競争入札への適用)

第21条 真にやむを得ない理由により指名競争入札を行う場合には、資格認定を受けた者のうちから指名する者を選定した上で実施するものとする。

(認定資格の公表)

第22条 入札参加資格審査制度の透明性の一層の向上を図るため、資格審査の結果（資格認定を受けた者、その総合点数及びその格付け）は和歌山県ホームページ等を通じて公表する。

(その他)

第23条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成 19 年 11 月 13 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 21 年 2 月 12 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 21 年 4 月 14 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 21 年 12 月 19 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 23 年 2 月 23 日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成 23 年 12 月 13 日から施行する。
- 2 この基準は、平成 24・25 年度入札参加資格に適用し、平成 22・23 年度入札参加資格については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、平成 24 年 1 月 25 日から施行する。
- 2 この基準は、平成 24・25 年度入札参加資格に適用し、平成 22・23 年度入札参加資格については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成 24 年 12 月 11 日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成 25 年 12 月 4 日から施行する。
- 2 この基準は、平成 26・27 年度入札参加資格に適用し、平成 24・25 年度入札参加資格については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、平成 27 年 11 月 9 日から施行する。
- 2 この基準は、平成 28・29 年度入札参加資格に適用し、平成 26・27 年度入札参加資格については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、平成 29 年 12 月 26 日から施行する。
- 2 この基準による改正後の平成 30・31 年度条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準は、平成 30・31 年度入札参加資格に適用し、平成 28・29 年度入札参加資格については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、令和元年 12 月 9 日から施行する。
- 2 この基準による改正後の令和 2・3 年度条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準は、令和 2・3 年度入札参加資格に適用し、平成 30・31 年度入札参加資格については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は令和 3 年 12 月 9 日から施行する。
- 2 この基準による改正後の令和 4・5 年度条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準は、令和 4・5 年度入札参加資格に適用し、令和 2・3 年度入札参加資格については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は令和 5 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この基準による改正後の令和 6・7 年度条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準は、令和 6・7 年度入札参加資格に適用し、令和 4・5 年度入札参加資格については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は令和 7 年 11 月 28 日から施行する。
- 2 この基準による改正後の令和 8・9 年度条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準は、令和 8・9 年度入札参加資格に適用し、令和 6・7 年度入札参加資格については、なお従前の例による。

別表

資格審査 の区分	受付期間	審査基準日	経営事項審査に係る 期間	資格認定期間
第 1 回 追加審査	令和 8 年 6 月 5 日 から 令和 8 年 6 月 19 日	令和 8 年 6 月 1 日	令和 7 年 1 月 1 日 から 令和 7 年 12 月 31 日	令和 8 年 9 月 1 日 から 令和 9 年 5 月 31 日
第 2 回 追加審査	令和 8 年 9 月 4 日 から 令和 8 年 9 月 18 日	令和 8 年 9 月 1 日	令和 7 年 3 月 1 日 から 令和 8 年 2 月 28 日	令和 8 年 12 月 1 日 から 令和 10 年 5 月 31 日
第 3 回 追加審査	令和 8 年 12 月 4 日 から 令和 8 年 12 月 18 日	令和 8 年 12 月 1 日	令和 7 年 7 月 1 日 から 令和 8 年 6 月 30 日	令和 9 年 3 月 1 日 から 令和 10 年 5 月 31 日
第 4 回 追加審査	令和 9 年 3 月 5 日 から 令和 9 年 3 月 19 日	令和 9 年 3 月 1 日	令和 7 年 10 月 1 日 から 令和 8 年 9 月 30 日	令和 8 年 6 月 1 日 から 令和 10 年 5 月 31 日
第 5 回 追加審査	令和 9 年 6 月 4 日 から 令和 9 年 6 月 18 日	令和 9 年 6 月 1 日	令和 8 年 1 月 1 日 から 令和 8 年 12 月 31 日	令和 9 年 9 月 1 日 から 令和 10 年 5 月 31 日
第 6 回 追加審査	令和 9 年 9 月 6 日 から 令和 9 年 9 月 21 日	令和 9 年 9 月 1 日	令和 8 年 3 月 1 日 から 令和 9 年 2 月 28 日	令和 9 年 12 月 1 日 から 令和 10 年 5 月 31 日